

知財部員が知っておきたい、 記載要件に関する3つの重要知識

多数の新規発明の提案を受け明細書を執筆してきた経験豊富な講師が詳説!

■開催日時

(前編)2026年 4月 2日[木]

(後編)2026年 4月 9日[木]

◆時間14:00～16:30(途中休憩有り)

※申し込んでいただいた皆様には、セミナー終了後にセミナーを録画した動画(2週間閲覧可能)の閲覧用URLをお送りいたしますので、セミナー当日に都合がつかない方も受講可能です。

発明を発掘し、苦労を重ねて出願や中間処理を経て特許を取得しました。満を持して権利行使したら侵害が認められず忤怩たる思いをする。知財部員としてもっとも悔しい瞬間ではないでしょうか。他社製品がクレームから外れていたならいざ知らず、記載不備が理由では諦めきれません。

平成末期に知財高裁から記載要件に関して特許

権者に有利な多くの裁判例が出ました。プロパテントの時代の到来です。それから約10年が経ちました。令和の時代にこの傾向は続いているのでしょうか、新たな傾向は見られるのでしょうか。

このセミナーでは、記載要件に関する近年の重要な裁判例と、それらを応用して特許の「穴」を発見するための方法を3つの重要知識として紹介します。単に紹介するだけではなく“クレーム解釈”の手法も丁寧に解説します。記載要件、特にサポート要件や明確性要件の判断はクレーム解釈と深い関係があるからです。

このセミナーを受講することで、権利範囲の考え方や特許明細書のチェック力が磨かれ、日々の特許出願の「穴」を埋めることができるようになるはずです。

●講 師: ソナーレ特許事務所 代表弁理士 **右田 俊介 氏**

●会 場: Zoomを使ったオンラインセミナー